

平成24年 No.35

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

制定理由

国立大学法人東京学芸大学役員証取扱要項及び国立大学法人東京学芸大学職員証取扱要項制定に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年 9 月 27 日 館長決裁 承認

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成24年10月 1 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規則第12号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学役員証取扱要項及び国立大学法人東京学芸大学職員証取扱要項制定に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第 2 章 資料の利用 （利用証の交付） 第 6 条 利用者は，所定の申込書に必要事項を記入の上，身分証明書又はこれに代わるものを提示し，図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けるものとする。ただし，第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する者のうち，<u>役員証、職員証及び学生証</u>に図書館利用者番号を貼付した者は，これを利用証に代えるものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし，施行前に発行された有効な利用証は，当分の間，利用できるものとする。</u>	〔省略〕 第 2 章 資料の利用 （利用証の交付） 第 6 条 利用者は，所定の申込書に必要事項を記入の上，身分証明書又はこれに代わるものを提示し，図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けるものとする。ただし，第 2 条第 2 号に規定する者のうち，学生証に図書館利用者番号を貼付した者は，これを利用証に代えるものとする。 〔省略〕